

つくばみらい市長選挙 選挙長告示第3号

令和8年4月26日に行われるつくばみらい市長選挙において、候補者が選挙すべき人員を超えないため、公職選挙法第100条第4項の規定により、つくばみらい市長選挙の投票は行わない。

令和8年4月19日

つくばみらい市長選挙
選挙長 遠藤 一美